

第 6 期熊本県廃棄物処理計画策定（検討方針等）について

1 第 6 期熊本県廃棄物処理計画策定の必要性

- 都道府県は、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づき、国が定める基本方針に即して、県域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定める必要があります。
- 現在、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とする第 5 期熊本県廃棄物処理計画を策定しており、計画の最終年度である令和 7 年度に、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とする第 6 期熊本県廃棄物処理計画を策定する必要があります。
- 次期計画策定では、近年改定された国の循環型社会形成推進基本計画やくまもと新時代共創総合戦略に基づき、本県のサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた方向性や取組みについても検討を行うこととしています。
- また、廃棄物処理計画の中で一般廃棄物処理に関する課題や取組みの方向性を整理することから、環境省から各都道府県に策定が求められている一般廃棄物処理施設の「長期広域化・集約化計画」についても、一体的に含めることとします。
- なお、同計画の中では、「熊本県バイオマス活用推進計画」「熊本県災害廃棄物処理計画」も含まれており、併せて見直しを行うこととしています。

2 検討委員会の設置

第 6 期計画の策定に当たっては、熊本県環境審議会に有識者、県民代表者、関係団体の代表者等からなる検討委員会を設置し、検討・審議することとします（計 3 回程度の検討会開催を予定）。また、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた方向性や取組みについて検討を行うことから、サーキュラーエコノミー関連分野の委員を 2 名加えることとしています。

【候補者（予定）一覧（11 名）】

（順不同・敬称略）

分 野	所 属 等
学識者	柳瀬 龍二★
学識者	篠原 亮太（熊本県環境センター 館長）
県民・消費者	熊本県消費者団体連絡協議会が指名する者
排出事業者	（一社）熊本県建設業協会が指名する者
排出事業者	（一社）熊本県工業連合会が指名する者
バイオマス 利活用事業者	薬師堂 謙一（NPO 法人九州バイオマスフォーラム 理事長）
一般廃棄物	熊本県一般廃棄物処理施設協議会が指名する者
産業廃棄物	（一社）熊本県産業資源循環協会が指名する者
災害廃棄物	八代市が指名する者
学識者☆ （サーキュラーエコノミー）	田崎 智宏（国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 資源循環社会システム研究室 室長）
事業者☆ （サーキュラーエコノミー）	中台 澄之（サーキュラーパーク九州株式会社 代表取締役）

★は環境審議会委員、☆は今回追加の分野

3 計画策定のスケジュール（予定）

令和7年	2月	計画策定に係る熊本県環境審議会への諮問
	3月～4月	検討委員会の設置（環境審議会での審議） 環境審議会から検討委員会への付議
	6～11月	検討委員会による計画素案の検討・決定（計3回程度）
	12月	県政パブリックコメントの実施 市町村への意見照会
令和8年	1月	熊本県環境審議会からの答申
	2月	第6期熊本県廃棄物処理計画の策定

【参考】熊本県廃棄物処理計画検討委員会設置要項（案）

熊本県廃棄物処理計画検討委員会設置要項

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第6期熊本県廃棄物処理計画について検討を行うため、熊本県環境審議会に熊本県廃棄物処理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、熊本県環境審議会の委員及び特別委員のうちから会長が指名する者（以下「委員会委員」という。）11名程度で組織する。

2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員会は、委員会委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の決定は、出席した委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議）

第3条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員会委員に通知するものとする。

2 委員長は議長として、委員会の議事を整理する。

（委員会決定の取扱い）

第4条 委員長は、委員会の決定を審議会で報告するものとする。

（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

第5期熊本県廃棄物処理計画(令和3年度～7年度)の概要

資料3-②

1 計画の基本的事項

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、国の基本方針に即して定める計画
- 計画期間: 令和3～7年度(5年間)

2 計画のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の影響**による、生活様式の変化に伴う**家庭ごみの増加**や、**収集時の感染対策**等について記載
- 地球規模で問題となっている**海洋プラスチックごみ削減対策(回収強化・排出抑制・リサイクル)**について個別に取り上げ
- 食品廃棄物の排出抑制につながる**バイオマスの活用**について、計画中の1章に位置付け
- 近年の大規模災害を踏まえ、**災害廃棄物の適正な処理**について計画中の1章に位置付け

3 廃棄物の現状と課題

- (1)一般廃棄物
 - 1人1日当たりの排出量は856グラムで**全国で5番目に少ない**
 - コロナ禍において、ごみを捨てる際の感染対策や、テイクアウト需要及び家庭での食事機会が増えたことによる家庭ごみの増加への対応等が必要
- (2)産業廃棄物
 - 熊本地震関連の復興工事等により**排出量は増加**(ガラス・コンクリートくず等)。上益城地域、熊本市域他での増加率が高い
 - プラスチックごみはアジア諸国が受入れを禁止しており、今後国内処理の増加が見込まれる

4 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性

- (1)目標
 - 一般廃棄物の排出量削減のためには、県民一人一人の取組みが重要であることから、新たに**「ごみ1人1日当たりの排出量(生活系・事業系別)」の目標を全国最高水準に設定**

①一般廃棄物

	平成30年度実績	令和7年度目標
排出量	556千トン	506千トン
1人1日当たりの排出量	856グラム	811グラム
うち生活系	588グラム	△31グラム
うち事業系	268グラム	△14グラム
再生利用率	19.7%	28%
最終処分量	58千トン	48千トン

②産業廃棄物

	平成30年度実績	令和7年度目標
排出量	7,430千トン	7,660千トン
再生利用率	53%	55.4%
最終処分量	156千トン	167千トン

(2)取組みの方向性

- 循環型社会形成に向けた基盤づくり**
 - ・学校、地域等における環境教育推進
 - ・事業者等による資源循環の推進支援
- 排出抑制・再使用・再生利用等の推進**
 - ・食べ切り、使い切り等による食品廃棄物削減
 - ・分別収集の周知啓発等によるリサイクル推進
 - ・事業者への情報提供等による排出抑制促進
- 廃棄物適正処理の推進**
 - ・国の制度改正等を踏まえた市町村への支援等
 - ・コロナ感染防止策徹底による処理事業の継続
 - ・不法投棄防止対策の徹底
- 海洋プラスチックごみ削減の取組み**
 - ・陸域、海域での効率的な回収推進
 - ・海洋ごみの発生源を意識した啓発、流出防止
 - ・県内100%リサイクルを目指した取組みの支援

5 バイオマス活用の推進に向けた取組み(熊本県バイオマス活用推進計画)

- 木質バイオマス発電増加の一方、食品廃棄物の利用率が28%と低く、生ごみの活用が課題
- 生ごみの分別収集や、堆肥化、飼料化及びメタン発酵等の情報提供などにより、**食品廃棄物の利活用を推進**

6 災害廃棄物の処理に関する事項(熊本県災害廃棄物処理計画)

- 熊本地震や令和2年7月豪雨での経験等を踏まえ、平時の備えを含め実践的な内容に改定
- 実施主体である市町村を支援し、**国や関係団体と連携した迅速な災害廃棄物処理**を推進
 - < 関係機関との協力・連携 >
 - 環境省や自衛隊等との連携強化**(大型災害廃棄物の撤去、災害時人材活用等)
 - ボランティアと連携した災害ごみの搬出、民間事業者と連携した廃棄物処理、土木部局等と連携したがれき混じり土砂除去等
 - < 平時における備え >
 - 仮置場候補地の事前選定**、分別品目・レイアウトの事前決定及び住民への周知
 - 支援協定の締結など、関係団体との連携強化
 - 災害廃棄物処理を担う人材育成(研修等)により、**過去の災害から学んだ教訓とスキルを継承**